

## 審議会等会議録

審議会等の名称	第2回山口市就学援助制度適正化検討委員会
開催日時	令和6年12月26日(木) 9:55~11:25
開催場所	山口市教育委員会 第1会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	田畑雄紀、横山順一、佐伯弘明、徳本忠嗣、安光真裕美、宮崎康生 (6人) 敬称省略、順不同
欠席者	佐々木奉文、濱崎美幸 (2人) 敬称省略
事務局	上田学校教育課長、河村副参事、白木主任主事、沼主事、河本主事
議題	(1) 就学援助制度の考察について ①認定基準の変更について ②学用品費の支給金額について ③修学旅行費の支給金額の上限について ④その他
就学援助制度の考察について	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>本日は年末の大変お忙しい中お集まり頂きまして、本当にありがとうございます。ただいまより、第2回山口就学援助制度適正化検討委員会を開催いたします。</p> <p>山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱第6条第3項に基づき、本会議は委員の過半数の出席をすることになっております。本日の出席の状況でございますが、佐々木委員さん、濱崎議員さんが所用により、御欠席と伺っております。なお、出席委員が過半数に達しておりますので会議は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また本日は、前回欠席されておりました山口市民生委員児童委員協議会副会長の安光真裕美さんに御出席を頂いております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは本日配付資料の確認をさせていただきます。1つ目は、本日の次第でございます。続きまして、2つ目が山口の就学援助制度の考察についての参考資料が1から6までとなっております。不足の資料等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これからの進行につきましては、田畑会長さんによりお願いいたします。</p> <p>〈会長〉</p> <p>それでは私のほうで会議を進行させていただきます。よろしく願いいたします。議題は就学援助制度の考察についてですけれども、事務局側からの説明をお願いいたします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>それでは、事務局から御説明いたします。まず、本日の議題についてですけど</p>

も、第1回の検討委員会で、検討項目として、認定基準の変更、学用品の支給額について、修学旅行費の支給金額の上限についてと、その他について検討していくという方向性が決まりましたので、その資料ということで説明させていただきます。

まず資料1を御覧ください。本市を含む県内他市の就学援助の認定基準になります。本市は、児童扶養手当を受給されている方や国民年金が全額免除の方などの認定項目があります。あと、平成24年度の生活保護基準のもとに需要額を算定し、収入と比較し、就学援助認定をしております。他市につきましても同様に、収入または所得での認定基準にプラスしてほかの認定基準があります。本市を含む多くの市が、平成24年度の生活保護基準のもとに、認定基準を算出しております。このたび、国の補助制度であります、特別支援教育就学奨励費の認定基準に使用する保護基準が、平成24年度の基準から令和5年度10月時点のものに変更になりました。その変更を受け、おおよそ半分の自治体が就学援助の認定基準を見直し予定となっております。

次に資料2になります。現在の本市就学援助認定基準を令和5年10月時点の保護基準に変更した場合、どのくらい影響があるのかを試算した資料になります。令和5年度の就学援助認定世帯が全体で1,517世帯、2,417名でそのうち収入で認定されているのが781世帯の1,353名おり、おおよそ半分の世帯が収入を基準に認定されております。その内訳として、左側に区分1から区分3の区分ごとの人数を明記しております。これが令和5年度の認定者の世帯数と人数になります。もしこれを、平成24年度の保護基準から令和5年10月の保護基準に認定基準を変更した場合どのくらい影響があるのかということも明記しております。区分1の世帯であれば360世帯のうち、区分が変わらないのが314世帯、区分が下がるのが52世帯になります。区分2であれば3分の2ほど区分が下がります。区分3の世帯であれば、半分ぐらいの世帯が就学援助非認定という形になります。令和5年10月の保護基準のほうが、平成24年度時点より全体的に厳しくなっておりますので、今まで認定されていたけど認定されない人、少し区分が下がる人が出てくる形になります。令和5年度時点の認定者で試算していますので参考にはなりますが、収入を理由に781世帯、1,353名の認定されていたのが基準を変えることで632世帯、1,105名の認定になります。非認定になってしまうのが149世帯出てきますという数字になります。ですので、基準を変更した場合、影響が出るのが、約150世帯ありますので、全体の就学援助認定者から見れば、1割程度の人たちに影響が出るという形になります。

次に資料3の説明になります。県内他市と認定率を比較したものになります。左側、令和5年度の認定率を比較して、本市は小中学生の17%が就学援助を受けている状態で上から5番目ぐらいの数字にはなっております。もし、平成24年度から令和5年10月時点に保護基準を変更した場合が右側になりますが、本市以外は、令和5年度の認定率であり、平成24年時点であったり、最新のもの

であったり今の基準になります。本市の認定率が15.2%になりますので、2%弱認定率は下がる状態にはなりますが、おおむね他市と比較しても大きな差は出てきません。

次に、資料4の説明になります。資料1から3までが基準額の変更について説明させていただきましたが、資料4が検討項目の2つ目の学用品費の支給金額についての資料になります。まず、新入学学用品費についてで、こちらは参考資料になりますが、小学校の1年生と中学校の1年生に入学する際に支給しているものです。小学校であれば、現在57,060円、中学校であれば63,000円の支給をしております。こちらの補助額については、国が定める要保護生徒児童補助金予算単価に基づき金額を決めており、上の表が小学校、下の表が中学校になっています。保護者負担額は、学校からの調査をもとに、平均値を出したものであります。令和4年から令和6年に、小学校はおよそ1,900円程度増加しており、今後、令和8年に向けてはさらに2,000円程度増加するというの見込まれますが、本市の補助額でカバーできる状態になります。中学校は、今63,000円の補助があり、保護者負担額が80,000円を程度のため、カバーできてない状況ではあります。国の予算単価をもとに定めている部分になります。保護者負担が増加しているため、国も補助額を増加している状況でございます。

次に学用品の支給金額ですが、小学生であれば、定額で年間16,300円、中学生であれば27,900円の援助をしております。こちら区分2とか区分3の人には援助がありません。この金額は毎年度、学校に調査をかけ、補助額との差を調べております。まずは小学校から見ていきます。令和4年から令和6年にかけて、物価高等の影響がありまして、2,000円近く、保護者負担である学校徴収金の金額が上昇しています。今、本市の補助額が16,300円となっており、平均で見ますと少し、保護者の手出しが必要な状況になってしまっております。このままいくと、令和8年頃には、同じく2,000円程度増加した場合、18,700円ぐらいになると見込んでいます。その際、同じ16,300円の補助だと、2,000円近く、保護者負担が生じてしまいます。中学校は、令和4年から令和6年に100円ほど減り、減額しておりまして、令和8年に向けても余り変わらない見込みでございます。

次に資料5になります。前回、検討委員会の中で、修学旅行費がかなり増額状態にあり、負担がふえてきているので補助額の見直しをということで検討課題を上がりましたので、平成31年からの数字を表に示しております。令和2年、3年あたりは新型コロナウイルスの流行の影響で、近場や、実施してない学校があるため、流行前の数字から示しています。平成31年頃は小学校が20,000円弱、中学校が51,000円ぐらいで、修学旅行に行っておりました。本市の補助上限は国の予算単価をもとに定めておりますが、ほとんどの学校で上限以内ですが、今年は小学校で平均2万2,634円かかっております。平均で見た時、補助上限が2万2,690円で、保護者の手出しなく、援助できていますが、上限

を超えた学校というのが、12校出てきている状態です。上限を超えた学校は、例えば25,000円かかった学校の保護者は、2,500円程度、保護者負担が生じている状況になっております。しかし、この上限を超えている学校は、12校ありましたが、そのうち11校は各学年の人数が35人以下の学校になります。一緒に行く子どもの数が少ない学校については、バスの代金の1人あたりが高くなってしまいますので、超えている状態です。中学校は、基本関西方面に行く学校がほとんどになり、今の補助上限が60,910円で平均額56,000円、上限を超えた学校は2校ありましたが、こちらも人数が少ない学校でした。令和7年と令和8年の修学旅行の見積りを各学校がとっており、その金額の平均額を出しています。小学校は令和8年に、今現在見積り時点で、平均額が24,189円で補助上限22,690円を1,500円近く超える見込みです。人数が少なくない学校も超える学校も出てきています。中学校では、令和7年の見込みは、令和6年とそれほど変わらないが、令和8年は10,000円ほど、今より上がる見込みで、ほとんどの学校で上限60,910円を超える予想です。本市の補助上限は、国の要保護補助事業予算単価を基に定めており、小学校であれば令和2年から3年と、中学校であれば、平成31年から令和2年のときに少し補助上限が上がるなどはしています。

最後は資料6になります。参考資料にはなりますが、本市就学援助受給世帯の世帯当たりの子どもの数を出しております。就学援助を受けている世帯は、18歳未満の子どもの数が平均して2.5人になりますが、全国平均が1.6になりますので、就学援助に認定されている世帯は子どもの数が多いということになります。子どもが3人以上いる世帯も全国平均でいったら、10%ちょっとになりますが、就学援助を受けている世帯は45%前後いますので、やはり子どもが多いから認定されやすいというのが分かります。

以上が資料の説明になります。

〈会長〉

それではですね、今までの事務局からの説明を受けて何か御意見等あればよろしくをお願いします。

〈委員〉

各自治体の多くが認定基準を平成24年でやっているのはなぜでしょうか。

〈事務局〉

国の特別支援教育就学奨励費という補助制度がありまして、特別支援学校や特別支援学級に行っている児童生徒の保護者に対して、援助を行う国の制度が昨年度までは平成24年度時点の生活保護基準をずっと使っておりました。そのため、そこに合わせて、平成24年度時点を使っている自治体が多いです。しかし、令和6年度より、国の特別支援教育就学奨励費は最新の基準である令和5年10月時点の保護基準を使っていくと変わりましたので、各自治体、就学援助もどうするかというのを今検討しているところでございます。

〈委員〉

資料4で、それぞれ参考までに出している、保護者負担がどちらも平均というふうにおっしゃっていたのですが、平均だと当然幅があると思うんですけどどのくらいの幅がありますか。

〈事務局〉

学校に調査をかけており、費目のある程度お伝えしたうえで、回答してもらっておりますが、制服など買う場所によって値段は少し差がありますし、例えば算数セット1つとっても、メーカーによって若干差異があるので、どうしても幅は出てきます。ですので、その平均値や、学校に販売に来られる業者がいる場合だとその金額を参考に回答してもらっていますので、差異はあります。ただ極端に高いというようなことはありませんが、ただ上と下で開きはどうしてもあるというのが事実です。学校徴収金が多い小学校であれば、2万円弱のところがありますが、校外学習等を集めている学校、行くときに集める学校等がありまして、差異がでてきます。ドリルや教材等の費用であれば、余り差はない状態です。ただ人数によって価格に違いはあり、学校ごとにドリルやノート等使用するもの違いますので、人数の多い学校だと、多少値段が安いということがあります。

〈委員〉

すいませんそうすると基本的なことですけどこの補助額っていうのは、それぞれかかった実費が補助されるのですか。それとも、定額ですか。

〈事務局〉

何円かかったかというような確認は難しいので、年間での定額支給をしています。

〈委員〉

今のお話で、教科書は多分市内全部一緒だと思うのですが、教材が学校ごとに違うというのは、市でまとめて買って学校に分けるとかそういうことはできないのですか。そしたらちょっと安く買えるところもあると思うのですが。

〈事務局〉

そうですね。できないことはないのですが、学校の先生が学校ごとに、保護者負担額等を見ながら、この教材を使おうっていうのを決めて、教育委員会が承認している形にはなります。ですので、学校によってばらつきはありますが、高額すぎるものを使用することは、教育委員会が承認しない形にはなっております。

〈委員〉

教材はやっぱり必要なものだから、学校は精選して、保護者負担で購入します。言い方変えたら、購入したけど使わなかったって言ったらこれ、保護者に対して大変失礼な話になります。市が一括購入するということであれば、学校の中には使わない、別のやり方別の方法でやりたいというのがあるときに、大きい学校小さい学校、もろもろありますけども、小学校では31校の学校が、市教委があ

っせんして、同じ教材を購入するというのもしあったとすれば、学校の教員が、これをこのように使って、子供たちに学力をつけようとか、ここで補充学習をしようとか言って算段するのが、テストも含めて何もかもがみんな一律になってしまう可能性はあります。そこは、多分、差が出てくるのもそうだけど、やっぱり必要なものは買ってしっかり使わせてって言ったら必然的に教材費が高くなります。だけど先ほど事務局がおっしゃったように、極端に高過ぎて極端に安過ぎてっていうのは多分ないです。ほぼ皆さん、やっぱり、学校では保護者負担だから、とにかく保護者が負担するこれを使用しないことや、それで、テストのやり直しやり残しとか、教材のやり残しなどがあるといけないと思っている。県からちゃんとよくよく考えて、教材を選ぶようにというのは、各学校で言うので、いろんな考え方ができると思うのですね、学校はそんな状況です。これと話は別ですけど、教科書云々とは別に、市教委のほうに市教委の方がいらっしゃるんで、学校の裁量権もやっぱり必要だとは思っているのですよね。全部市教委が決めて、これを買ってこれを使ってと、やるのがいいのかどうなのか。うん。学校の裁量権はやっぱりある程度残してほしいなと思います。

〈委員〉

それぞれの学校にある程度特色がある方がいいと思う。だけど、ある学校だけちょっと逸脱して高かったりとか、いうことがあったりすると、それはもう当然教育委員会のほうで、きちんとカウントされていると思うのですけれども、そういうことがなければいいなというところでした。

〈会長〉

突出して高いところがあると、学校自体も校区で決められていて、変えられないので問題かなと思うのですが、それほど差がなければ、あとはちょっとオーバーしているところをどうするか考えるというか、それこそ極端な場合は指導があると思います。

〈委員〉

資料2のほうには、基準を平成24年度から令和5年度にしたら対象者が減るが、真に支援が必要な人に手厚い支援ができると思う。基準を変えなければ、恩恵を受ける人が多くなると思う。

〈事務局〉

平成24年からずっと基準を変えなかったのはなぜかっていうのが根底にあると思うのですが、生活保護基準の24年のときはちょっと緩やかだというイメージで、そのあと改正されてちょっと厳しくなったと。国のほうも、急にその範囲を狭めると、ちょっと漏れる方もいらっしゃるんで、ここまで流れて10年近くですね、特別支援のほうは抑えていった、24年で抑えてきた。ただ、今年ですね、先ほど申しました特別支援のほうにつきましては、もう直近に合わせてきたという流れなので、真に必要な世帯に、国もしてきたという流れがあります。生活保護自体の基準も変わってきて、国もそれをやっと10年で合わせてきたと

いう流れになります。

〈委員〉

下関市は最新の生活保護基準をもとに算定なっていますけど、これ毎年当然変わっているのですか。

〈事務局〉

生活保護基準自体は、毎年度少し変わる場合もありますが、おおむね5年に1度、大きな見直しがあります。下関市は常に年度当初の生活保護基準を使って認定しております。就学援助は、自治体ごとに認定基準を設けており、下関市は最新の基準を使って認定するのが真に必要な世帯と判断しております。ほかの市は、平成24年度の基準を使用し、国の制度に合わせている状況です。

〈委員〉

ちょっと思ったのは、この最新の基準に合わせてほうが、真に支援が必要な世帯として分かりやすいかなと思ったのですよ。下関市のようなやり方が分かりやすいのではないかなとちょっと思ったわけです。

〈事務局〉

最新であれば、その年度の真に支援が必要な世帯ということにはなりやすい。現状の最新基準は令和5年10月であるためその保護基準で算定しました。

〈委員〉

平成24年の保護基準っていうのは、いろんな国の制度の見直しがされず、広く、補援助を受けられる方々の保護基準を平成24年度基準でずっとやってきて、今ここに来て、国も変えたということはやっぱり変えるだけの理由がほかにも出てきたということでしょう。就学援助の見直しがされとかいうのがあったりすると、それがいつまで平成24年度基準でいくのかって言われたときに、この就学援助制度適正化委員会というのが3年に1回ぐらい行われている中で、もうまた、この機を飛ばしたら、いつ見直すのということにはなるような感じがします。だから、見直しが必要か必要じゃないかといったときに、本当に必要なところに、与えようとすれば、やっぱり今も物価が高く上がっていたりとかしているんで、広く浅く、たくさんの人にだと、もう、行き渡らないと、行き渡らないというか、ちょっと、個人負担をしてねというような形の区分になってくると思う。数が減れば、学用品費とか徴収金の分も補助額をちょっと上乘せするというような形で、本当に必要なところに支援が手厚くできる。あとは、問題は今まで援助を受けていた人たちにどうやって説明するかと思うのですが、先ほどでもそれでいけば、最新の基準を使用することが、説明が1番しやすいかなと思います。

〈事務局〉

認定基準等を変更したら、周知期間はしっかり確保して行っていく予定でございます。

〈会長〉

非認定になる方たちへの説明、あと、影響大きいのは区分1から区分2も、か

なり大きいような気がするので、その人たちが、納得していただかなければいけないのですけどちゃんと周知しておかないと、負担は特に力が大きいのではないかなと思うので給食費も半分であって、学用品費も出なくなる。

〈事務局〉

周知は、しっかりしていきたいと考えております。

〈委員〉

例えば何年度を使用すると決めたら、しばらくは最新ではなくて決めた年度でいくという、認識でよろしかったのですか。

〈事務局〉

概ね3年に1回、就学援助制度適正化検討委員会やっておりますので、その際に、検討項目なれば再度見直すことも想定されます。

〈委員〉

変更した場合は令和8年からということで、来年新しく、この申請された方も、24年のほうで、されるということですね。そうすると1年だけ旧区分で1年間だけ、その翌年2年目になって切りかわってしまうということになりますよ。今既に受けている方が、急に基準が変わって、翌年受けられなくなるっていうのも、その激変と言わないかもしれないですけど緩和措置が必要かなと思うのですけど、もうはじめから変わるということが分かっていたら、なぜ新しくできる方が、新しい基準にしておいたほうがいいと思う。だから区分変更は避けられるのかなとちょっと思ったりはしたのですけど。そういうのは何か考えありますか。

〈事務局〉

提言頂くのが3月、2月ということであれば、来年度の就学援助の周知は行っており、変更の周知期間がないので難しいです。お知らせと認定基準が変わることはできるだけ避けたいと考えております。

〈会長〉

7年度受けられる、受けられた方ですね、来年4月以降受けられる方で区分変わりそうな人にだけ周知するっていうこともできますか。特に自宅は来年から区分変更になりそうですよっていうのをお知らせできそうですか。

〈事務局〉

就学援助は毎年度申請が必要であるため、変わる人だけ周知は難しく、周知していない人がもし変わったら色々問題は出てきてしまいます。そのため、決定通知書に同封するのが一番の周知方法であると考えています。

〈会長〉

基本的にはほぼ全員下がる可能性があるというような周知はされてもいいかもしれません。

〈事務局〉

基本的には基準が変わるので、認定区分が下がる可能性が高いですというような周知はしようと思っております。

〈委員〉

扶養の壁が103万円から123万えんになると今までより収入が増えると思うがその対応はするのですか。

〈事務局〉

本市では、収入少ない人への緩和措置として103万円より収入が少ない人は、その人については基礎控除分を差し引いて計算をしています。扶養の範囲内で働くという、例えばパートさんであったら100万円しか収入がない人を100万円の収入で計算するとやっぱり苦しいというところもありますので、103万円以下の人については、基礎控除分である55万円だけは収入から引いています。ただ、200万円の収入の人は200万円で計算し、106万円の人は106万円で計算しています。扶養の壁が、もし123万円に上がりましたら、緩和措置として、基礎控除分は差し引くなど、同様の措置は検討していきたいと考えております。

〈委員〉

基準変更は周知が一番大切かなと思います。当事者はそこが納得いかないともっとストレスになるのではないかな。就学援助自体はじめて知ったときから、その頃から周知が大事ってことずっと言っている。援助を受けられる人が、きちんと理解しておくことが大事。固定観念が入り込んで間違った情報だけが横のつながりで広がることもある。そこは注意すべきと思う。

〈事務局〉

福祉系の部とも連携し、周知をしていきます。

〈会長〉

認定基準のところも重要だと思うのですが、保護者負担の補助額なんかのほうで御意見等ございましたらお願いいたします。

〈委員〉

中学校の新入学学用品費は、ほとんど下回ってしまっているとなると、今回の基準額の変更によってもし予算があったら、もう少し援助してもいいのではないかと思う。

〈事務局〉

中学校の制服が、今値段がかなり上がっている状況でございまして、ほとんどの学校で値段上がっています。新入学学用品費は、国の予算単価を基に決めており、そこでカバーできないという状況ではありますが、ただ、国も令和8年については増額する可能性もございます。新入学学用品費は直近の10年間で2万円程度増額されており、今後も上がる可能性は見込まれております。

〈会長〉

学用品は、昔は学校徴収金を相当上回っていたのですか。

〈事務局〉

そこまでではありません。この就学援助の学用品額は示しているのです、学校も

学校徴収金はこのくらいになるように努力している。ただ、小学校は特にそこも厳しくなっている。金額については、来年度の状況を見ながらはなっています。

〈委員〉

区分3の倍率が1.87倍なのは理由があるのですか。

〈事務局〉

認定基準を所得から収入に変更した際、認定者のほとんどが変わらず認定を受けられるのが1.87倍という数字でありました。

〈会長〉

就学援助が非認定になることで、他の補助等がなくなることはあるのですか。

〈事務局〉

就学援助認定世帯を対象に行っているオンライン学習環境整備の補助金を受けることができなくなります。しかしながら、多くの家庭で通信環境は整備されており、申請数も減少傾向でありますことから、大きな影響は出ないのではないかと考えております。

〈会長〉

何年か前は、学校から通信環境についてのアンケートが来ていましたが、最近は来ないので、皆さん整っているという認識はあります。

〈委員〉

修学旅行費の援助額の上限も変動してないのですか。

〈事務局〉

小学校であれば、令和2年度、3年度に援助額の上限は微増しており、中学校も令和2年度に微増しております。このように少しずつ増額しておりましたが、令和3、4、5年は旅行支援等があり、上限に達しない学校がほとんどであったため、国の方も上限を引き上げなかったと思われます。令和6年度は久しぶりに支援等がほとんどない状態で行ったため、来年度以降に国の方も上限を引き上げる可能性はあります。

〈委員〉

学校でも保護者負担が大きくなるようにはしてあります。小学校であれば平和学習と結びつけて修学旅行を行うこと多く、行き先の変更は難しい部分もあります。行き先を近くすると安くなるかもしれないが、修学旅行の目的の達成が難しくなってしまう。行き先が変わることで、今までできていた学習ができなくなってしまうことも考えられます。そのため、極力安くなるように、業者から見積等は1年以上前から取って契約している。ただ、バス代、ホテル代の高騰で令和8年度の契約も今年度よりやはり高くなっている。中学校は小学校よりだいぶ上がっていますね。

〈委員〉

中学校は関西方面、九州方面と行き先はバラバラですか。

〈事務局〉

山口市立の学校だと、関西方面に行きます。

〈会長〉

大阪、京都あたりはホテル代等がかなり上がっています。

宿泊場所をもう少し安くするなどしていくことも必要かもしれませんね。

〈委員〉

比較的コンパクトな学校は、そういうことが可能です。やっぱりコンパクトじゃない学校は宿泊先を探すだけでも、大変になります。そのため、毎年同じところ、先を見越して抑えていくということをしないと、もう泊まる場所がありません。関西方面は少しキャパがあるかもしれませんが、広島などはホテルが限定的になってきます。

〈委員〉

就学援助のことだけを考えると、できるだけ安くなるようにしていくと良いと思うのですが、私はPTA、保護者の方といろいろな方に話を聞く中で、前の年はユニバーサルジャパンから離れたとこだったので、ついたら、ほかの中学校はもう中に入っていて、すごくショックだったと、そういうことを聞いたりします。そのようなことを受けて、保護者の方から次の学年は近くにしようとか、出てきて学校さんも大変だなと思います。保護者の中にはすごい強く言われる方もいると思います。子どもたちに思い出を作らせたいとなると、1回ごとのため無理してでもと思う保護者の方もいらっしゃるし、でもそのときに、何か工夫ができるかなあというのも難しいし、何もかもが全額援助も違うと思います。その辺がやっぱり、援助ってなると援助ですけど、支援っていう形と援助という形の言葉が違うので、これはあくまで援助なのでさっき言われたみたいに、この区分三つあるのはすごくいいなあと思っています。

〈事務局〉

修学旅行費については、校長先生等と連携をしながら、行き先、宿泊先等について、しっかり検討していけるようにしていきたいと思います。

〈委員〉

やっぱり業者が出される見積りが、もうここ数年でばんばん上がっている中で、業者からしてみれば努力した見積りを持ってきます。だから、もうそこはもう2年前、今の6年生が20,000円ぐらいで行ったのが、今の4年生は23,000、4,000円かかります。だから、この不公平感はもう、兄弟関係があれば、もっと安かったのに、というような形は絶対起こってくる。

〈事務局〉

法律が変わり、バスの運転手も1人でよかったのが2人必要など金額が上がることに繋がっています。そのため、本当に学校と連携とりながら、援助の条件等含めて考えていきたいです。

〈会長〉

資料3で認定率が下がっていることについては皆さんご意見ありますか。

	<p>〈事務局〉</p> <p>本市以外は、今の認定率で見えておりますので、他市も基準を変更した場合は変動する可能性がございます。ですので、最新の基準ということであれば、下関市さんを比較対象にいただければと思います。</p> <p>〈会長〉</p> <p>そこまで大きく下がるわけではないため、妥当だと考えます。</p> <p>資料6については、意見はありますか。</p> <p>〈委員〉</p> <p>特になし</p> <p>〈会長〉</p> <p>他に何か質問や意見等ありますか。</p> <p>〈委員〉</p> <p>特になし</p> <p>〈会長〉</p> <p>以上で議題が終了いたしました。</p> <p>様々な御意見が出ましたが、今回の協議内容を踏まえ、需要額算定の際に使用する生活保護基準を平成24年度から最新の基準への変更及び、学用品費の支給額を含む支給品目・支給金額の見直しの2点を大きな提言とし、修学旅行費については盛り込み、これを事務局側で提言書(案)としてまとめていただき、次回、第3回検討委員会でその(案)に対する御意見を伺い、修正等していきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。</p> <p>では、事務局にお返しします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>次回、第3回検討委員会ですが、提言書を3月中旬に御提出いただくスケジュールを踏まえまして、次回は、2月上旬から中旬頃に開催させていただきたいと思っております。開催案内は後日連絡させていただきますので、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第2回山口市就学援助制度適正化検討委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間の御審議ありがとうございました。</p>
<p>会議資料</p>	<p>第2回山口市就学援助制度適正化検討委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 【資料1】 就学援助認定基準</li> <li>・ 【資料2】 基準額変更による影響</li> <li>・ 【資料3】 基準変更後の認定率</li> <li>・ 【資料4】 市立小・中学校保護者負担額の推移</li> <li>・ 【資料5】 市立小・中学校修学旅行費の推移</li> </ul>

	・【資料6】世帯あたりの子どもの数
問い合わせ先	山口市教育委員会 学校教育課 学務担当 TEL 083-934-2862